

# 主要浄水場の水道水の放射能測定結果について

主要浄水場（所）の浄水（水道水）の放射能測定結果をお知らせします。

## 1 各水系の代表浄水場の最新の測定結果

単位：Bq/kg

採水場所	採水日	放射性ヨウ素 (ヨウ素 131)	放射性セシウム (セシウム 134)	放射性セシウム (セシウム 137)
金町浄水場 (利根川・江戸川水系)	5月16日	不検出 (検出限界値 0.7)	不検出 (検出限界値 0.8)	不検出 (検出限界値 0.9)
朝霞浄水場 (利根川・荒川水系)	5月16日	不検出 (検出限界値 0.6)	不検出 (検出限界値 0.5)	不検出 (検出限界値 0.7)
小作浄水場 (多摩川水系)	5月16日	不検出 (検出限界値 0.7)	不検出 (検出限界値 0.8)	不検出 (検出限界値 1)
東村山浄水場 (多摩川水系)	5月16日	不検出 (検出限界値 0.7)	不検出 (検出限界値 0.8)	不検出 (検出限界値 0.8)
長沢浄水場 (相模川水系)	5月16日	不検出 (検出限界値 0.8)	不検出 (検出限界値 0.8)	不検出 (検出限界値 0.9)

1 採水時間：午前9時

2 検査機関：東京都水道局水質センター

3 「検出限界値」とは、測定において検出できる最小値のことをいいます。放射能の特性として、同じ機器で測定しても、検体ごとに検出限界値は変動します。

たとえば、「 月 日 浄水場、不検出(検出限界値 0.8)」とあるのは、 月 日の 浄水場の検体において、検出できる最小値が 0.8 Bq/kg であり、この水の放射性物質濃度は「0.8 Bq/kg 未満である」ことを意味します。この際、表記上では「不検出」となります。

## 2 その他の主要な浄水場における最新の測定結果

単位：Bq/kg

採水場所	採水日	放射性ヨウ素 (ヨウ素 131)	放射性セシウム (セシウム 134)	放射性セシウム (セシウム 137)
三郷浄水場 (利根川・江戸川水系)	5月14日	不検出 (検出限界値 0.7)	不検出 (検出限界値 0.8)	不検出 (検出限界値 0.8)
三園浄水場 (利根川・荒川水系)	5月15日	不検出 (検出限界値 0.8)	不検出 (検出限界値 0.7)	不検出 (検出限界値 0.9)
砧浄水場 (多摩川水系)	5月9日	不検出 (検出限界値 0.7)	不検出 (検出限界値 0.6)	不検出 (検出限界値 0.8)
境浄水場 (多摩川水系)	5月10日	不検出 (検出限界値 0.8)	不検出 (検出限界値 0.7)	不検出 (検出限界値 0.8)
砧下浄水所 (多摩川水系)	5月11日	不検出 (検出限界値 0.7)	不検出 (検出限界値 0.7)	不検出 (検出限界値 0.9)

1 採水時間：午前9時

2 検査機関：東京都水道局水質センター

3 「検出限界値」とは、測定において検出できる最小値のことをいいます。放射能の特性として、同じ機器で測定しても、検体ごとに検出限界値は変動します。

たとえば、「 月 日 浄水場、不検出(検出限界値 0.8)」とあるのは、 月 日の 浄水場の検体において、検出できる最小値が 0.8 Bq/kg であり、この水の放射性物質濃度は「0.8 Bq/kg 未満である」ことを意味します。この際、表記上では「不検出」となります。

### 【参考】

平成24年4月から、食品衛生法に基づく飲料水の基準値が10Bq/kgに設定されたことを受けて、水道水については放射性セシウムの管理目標値として10Bq/kgが設定されました。